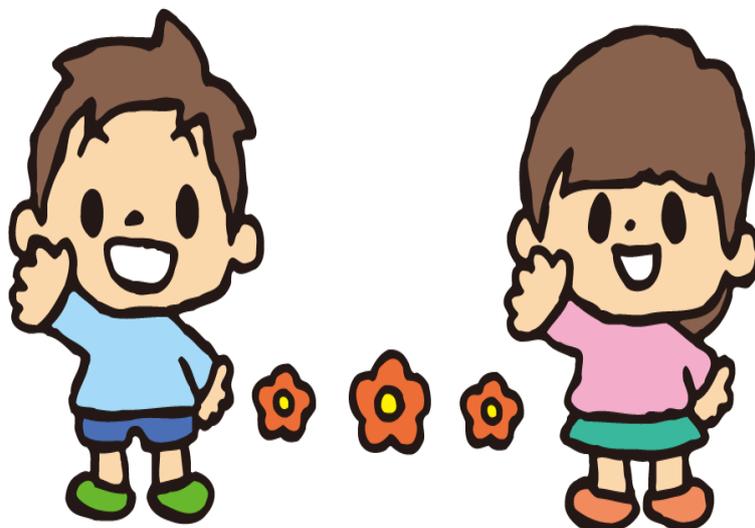


令和8年度版

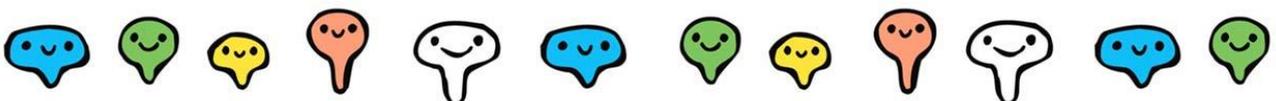
久慈市子育てのための
施設等利用給付事務手続き
ガイドブック



久慈市 生活福祉部
こども家庭センター 子育て支援係
〒028-0014 岩手県久慈市旭町8-100-1
TEL : 0194-52-2169 (直通)
FAX : 0194-52-3197

— 目 次 —

1	はじめに	1
2	対象事業	1
3	対象者と認定区分	2
4	認定区分別の無償化上限額	3
5	無償化までの流れ	3
6	認定区分判別フローチャート	4
7	申請手続き	5
8	認定までの流れ	6
9	認定の変更等について（利用開始後の手続き）	7
10	請求の手続き	8～9
11	記載例	10～14
12	対象事業の市内実施状況	15～17



1 はじめに

◆ 【子育てのための施設等利用給付とは】

令和元年10月1日より運用が始まっている幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設を利用していない子どもがいる世帯（教育・保育給付1号認定児のいる世帯を含む）を対象に、市からの認定を受けることで、特定の保育サービスに係る利用料を無償化（上限額あり）する制度です。

2 対象事業

◆ 下表の事業が無償化の対象となります。（本市において実施していないものを含む。）

事業・施設名	事業内容	市内対象事業所
新制度未移行幼稚園 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚部	当該幼稚園又は幼稚部において実施される教育及び保育等。	実施しておりません
預かり保育事業	幼稚園及び認定こども園に在籍する教育・保育給付1号認定児において、教育時間の前後又は長期休業日等に在籍園にて保育をするもの。	・私立認定こども園
認可外保育施設	教育・保育給付認定を受けずに利用できる保育施設。利用に際して条件を要する場合あり。	・県立久慈病院 すぎの子保育所 ・かわいい児童館
一時預かり事業	保育所等に在籍していない子どもにおいて、家庭での保育が一時的に困難（突発的な事情、社会参加、育児疲れ等）となった場合に子どもを一時的に預かり、必要な保育を行うもの。	・私立保育所 ・私立認定こども園
病児保育事業	子どもが病気の時、保護者が就労等により家庭で保育ができない場合に保育所や病院等において子どもを預かり、必要な保育や緊急対応等を行うもの。	・病児保育室 そらまめ （関上こどもクリニック）
ファミリー・サポート・センター事業	事業者が間に入り、子どもの預かりを希望する方と預かりを受けることを希望する方とをつなぐことで相互援助活動を行うもの。	実施しておりません



3 対象者と認定区分

- ◆ 無償化の対象となるためには、下表のいずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢区分	課税の制限	保育の必要性
新1号認定	満3歳以上児	なし	なし
新2号認定	3歳以上児	なし	あり
新3号認定	3歳未満児	非課税世帯のみ	あり

※新2号・新3号認定の年齢は4月1日時点です。

※新3号認定の非課税世帯は次のとおり判定します。

4月～8月：前年度の課税状況で判定、9月～翌3月：今年度の課税状況で判定

- ◆ 「保育の必要性あり」とは、保護者のいずれもが下記の事由のいずれかに該当している状態をいいます。

事由	内容
就労	1月において、48時間以上労働することを常態とすること
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと
疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること
就学	就学（職業訓練校など、就労につながる就学を含む）していること
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
育児休業	育児休業取得中に、既に保育所を利用している子どもがおり、引き続き利用することが必要であると認められること
その他	上記に掲げるもののほか、上記に類するものとして市が認める事由に該当すること

4 認定区分別の無償化上限額

- ◆ 認定区分によって無償化の対象となる事業や上限額が異なります。

認定区分	対象事業	無償化上限額
新1号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度未移行幼稚園 ・国立大学付属幼稚園 ・特別支援学校幼稚部 	入園料、利用料の合計で月額 25,700 円 <small>国立大学付属幼稚園は月額 8,700 円 国立特別支援学校幼稚園部は月額 400 円</small>
新2号認定	・預かり保育	限度額の上限は月額 11,300 円 <small>(※利用日数×日額 450 円が月額の限度額)</small>
	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設等 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリーサポートセンター事業 	利用事業の合計で月額 37,000 円
新3号認定	・預かり保育	限度額の上限は月額 16,300 円 <small>(※利用日数×日額 450 円が月額の限度額)</small>
	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設等 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリーサポートセンター事業 	利用事業の合計で月 42,000 円

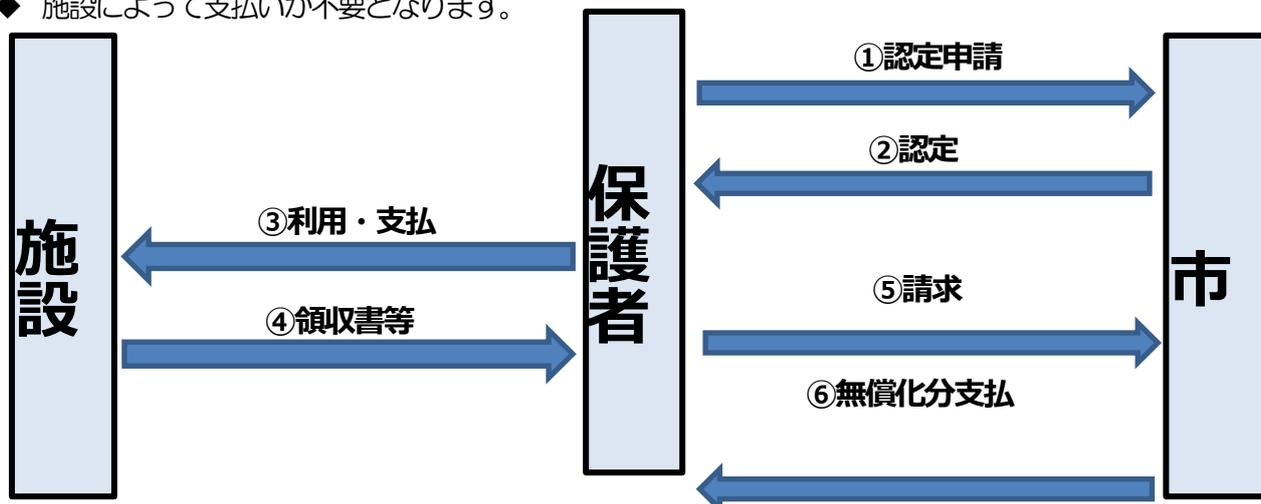
※「月の利用日数×450円」と「月上限額：11,300円」（新3号認定の場合は16,300円）を比較して小さい方の金額が「利用月の上限額」となります。

※注意！！

認定こども園等に通園し、1号認定を受けている方は「認可外保育施設等」・「一時預かり事業」・「病児保育事業」・「ファミリーサポートセンター事業」の無償化対象外となります。

5 無償化までの流れ

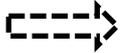
- ◆ 無償化になるためには、必ず認定を受ける必要があります。
- ◆ 施設によって支払いが不要となります。

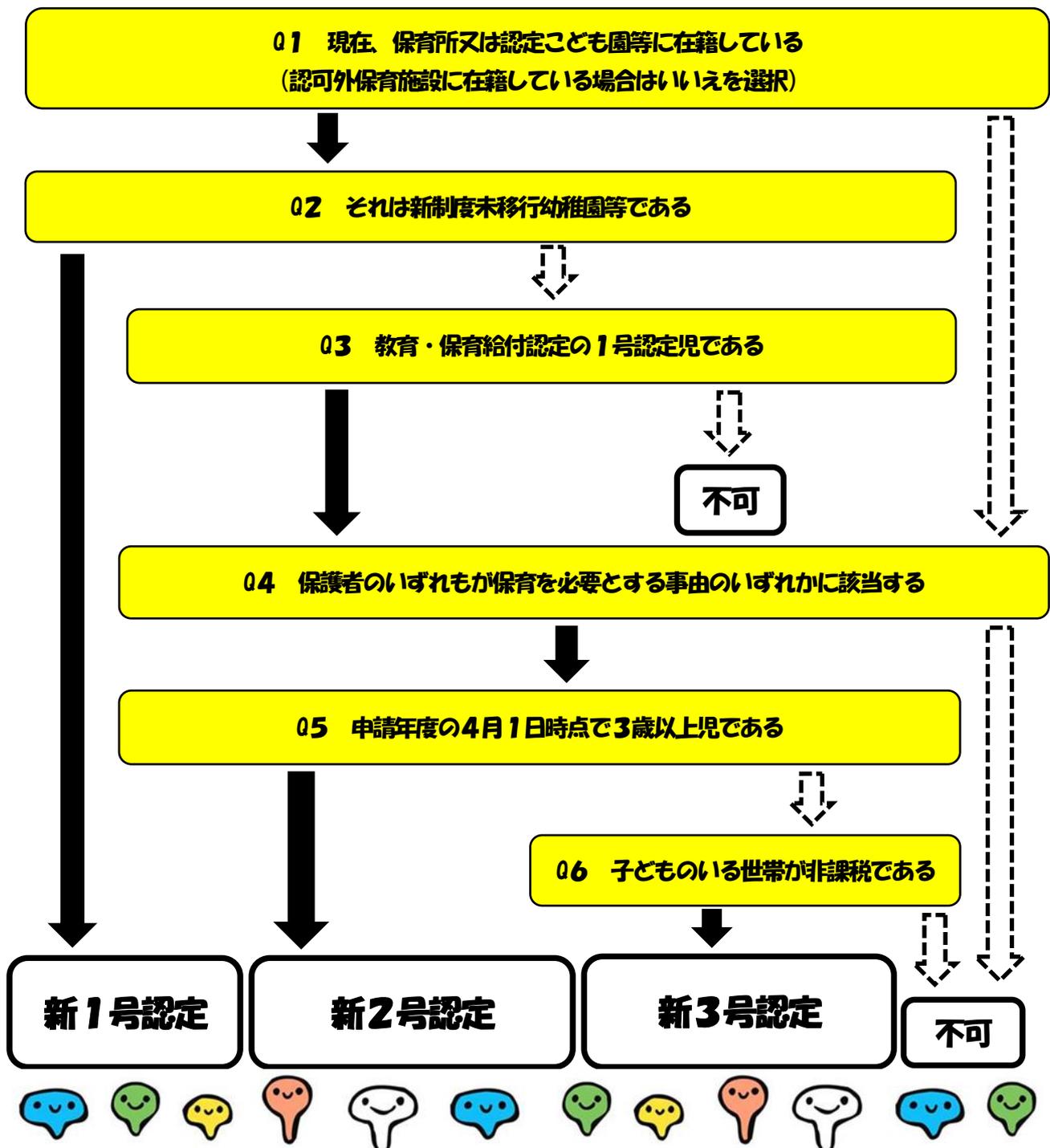


6 認定区分判別フローチャート

- ◆ お子様及び世帯状況等により、申請していただく認定の区分が異なります。
以下のフローチャートにより、該当の認定区分を確認してから申請手続きへとお進みください。

【留意点】

- ・ 「はい」の場合：  「いいえ」の場合：  へお進みください。
- ・ **不可** の場合は、条件を満たせていないため、認定できません。



7 申請手続き

◆ [◎] は、久慈市指定の様式です。

全ての認定区分の申請に必要な書類

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書兼利用状況報告書兼現況届 [◎]

新2号・新3号認定の申請に必要な書類

② 保育の必要性が確認できる書類（下表を参考にしてください。父母ともに必要です。）

保護者の状況 必要書類	就労	妊娠・出産	疾病	障害※2	介護・看護	災害復旧	求職活動	就学	虐待・DV	育児休業
就労証明書 [◎]	○									
母子手帳のコピー（表紙と出産予定日の部分）		○								
診断書 [◎] 等			○							
なし（給付認定申請書に記載→市で確認します）				△						
介護（看護）状況申告書 [◎]、介護（看護）を受ける方の確認書類（※1）					○					
罹災証明書等（公的機関から発行されたもの）						○				
求職活動状況申告書 [◎]							○			
在学証明書等								○		
公的機関から発行された証明書等									○	
就労証明書 [◎] 又は辞令書のコピー										○

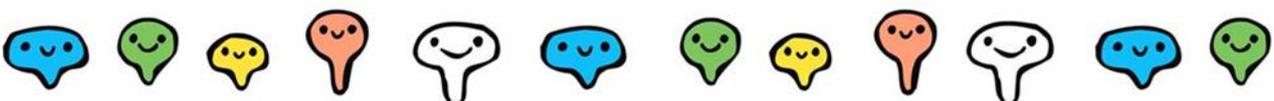
※1 要介護認定証のコピー、診断書 [◎] 等です。

※2 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は障害基礎年金の受給がある方です。

◆ 上記の必要書類を調製の上、こども家庭センターまでご提出ください。

【新1号認定を希望】・・・上記①を提出してください。

【新2号又は新3号認定を希望】・・・上記①、②を提出してください。



8 認定までの流れ

【令和8年4月1日より認定希望の場合】

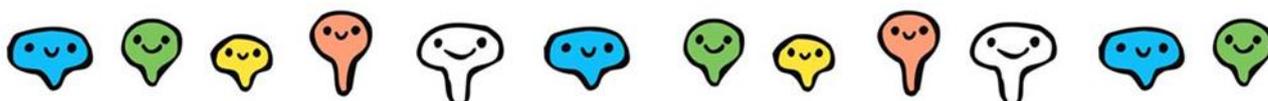
申込書提出	<ul style="list-style-type: none">書類配布：令和8年2月18日（水）開始（各施設又はこども家庭センター）受付期間：令和8年2月18日（水）～令和8年3月13日（金）提出先：こども家庭センター（施設で取りまとめる場合は各施設） ※ 3月14日以降は、こども家庭センターに提出してください。
書類審査	<ul style="list-style-type: none">提出された書類に不備がないか審査し、必要に応じてご連絡します。提出書類が整わない場合は、認定通知が遅れることがあります。
認定通知	<ul style="list-style-type: none">申請者あてに認定の可否を通知いたします。

【令和8年4月1日以降に認定希望の場合（年度途中）】

申込書提出	<ul style="list-style-type: none">書類配布：こども家庭センター又は利用希望施設等受付期間：随時受付提出先：こども家庭センター
書類審査	<ul style="list-style-type: none">提出された書類に不備がないか審査し、必要に応じてご連絡します。提出書類が整わない場合は、認定通知が遅れることがあります。
認定通知	<ul style="list-style-type: none">申請者あてに認定の認否を通知いたします。（随時）

！注意！

認定日を遡って無償化の対象とすることはできません。
対象事業をご利用になる前に、必ず認定の手続きを行ってください。



9 認定の変更等について（利用開始後の手続き）

- ◆ 認定には有効期間があり、保育を必要とする事由により、下表のとおりとなります。
有効期限が近づきましたら、こども家庭センターよりお知らせいたしますので適宜更新・変更の手続きをお願いいたします。

事由	内容
就労	就労開始日の1ヶ月前から終了日が属する月の末日まで
妊娠・出産	効力発生から出産予定日の8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障害	効力発生から終了日が属する月の末日まで
介護・看護	
災害復旧	
虐待・DV	
就学	効力発生日から保護者の卒業・終了予定日が属する月の末日まで。
求職活動	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
育児休業	原則として、育児休業の対象となる児童が1歳6ヶ月に達する月の末日まで

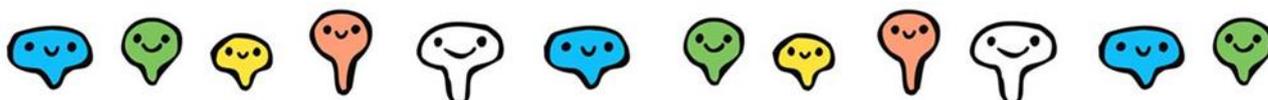
- ◆ また、下表の事由等により認定の内容を変更する必要がある場合は、必要書類を記入の上、随時こども家庭センターまでご提出ください。

No.	事由	必要書類
1	家庭状況が変わった（婚姻・離婚等）	・認定変更申請書
2	住所が変わった	
3	就労した（就労先が変わった）	・認定変更申請書、就労証明書
4	妊娠した	・認定変更申請書、母子手帳のコピー（表紙と出産予定日が分かる部分）
5	育児休業を取得する	・認定変更申請書、就労証明書等（辞令書のコピー可）
6	退職した	・認定変更申請書（継続利用の場合は、保育の必要性が確認できる書類が必要）
7	認可保育所等を利用する （教育・保育給付の2・3号認定子どもとなる）	・認定変更申請書 （この場合、子育てのための施設等利用給付の認定は取消となります。）
8	教育・保育給付認定を1号から2号に変更する	
9	市外の施設又は事業を利用したい	※利用前にこども家庭センターへご連絡願います。

※ 各申請書の様式は、各施設又はこども家庭センターにあります。

※ No.3～No.8の場合の手続きは、新2号・新3号認定の方のみ必要です。

※ 申請時にはマイナンバーが分かるもの、本人確認書類（免許証等）を持参してください。

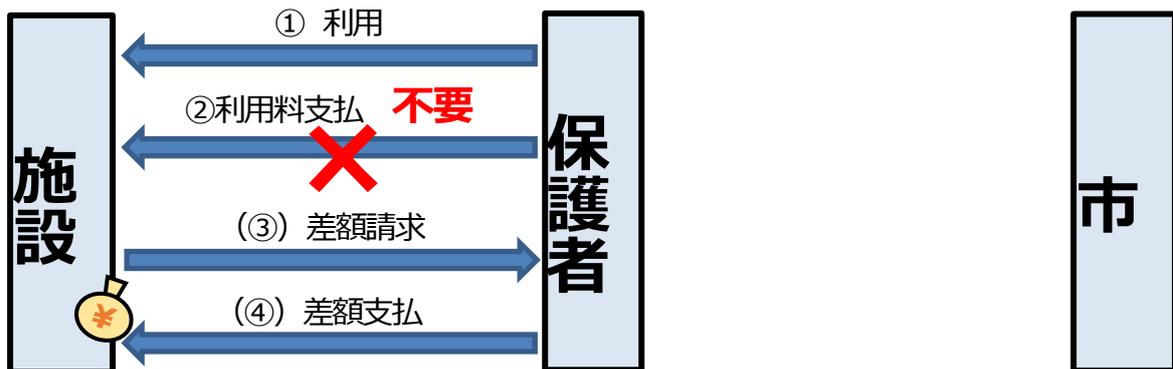


10 請求の手続き

◆ 利用する事業や施設によって無償化の方法が異なります。

(1) 預かり保育事業、認可外保育施設（かわいい児童館）を利用した場合

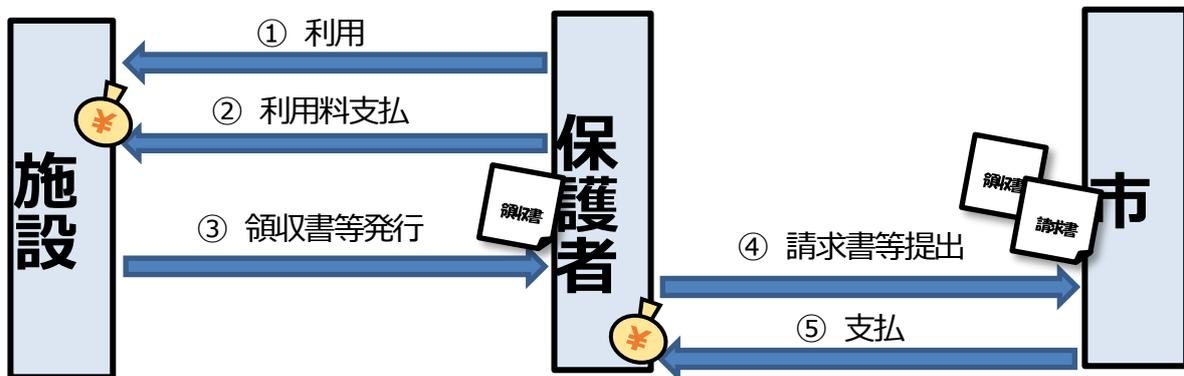
→ 請求は不要です。（利用料を支払わずにサービスをご利用いただけます。）



※ (3)、(4) は月上限額を超えて利用した場合

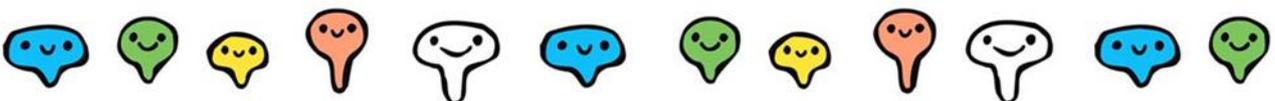
(2) 認可外保育施設（すぎのご保育所）を利用した場合

→ こども家庭センターへ請求書等を提出します。



(3) 新制度未移行幼稚園、国立大学付属幼稚園、特別支援学校幼稚園部、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した場合

→ こども家庭センターへお問い合わせください。



◆ 請求書の提出及び支払については、下表のとおりです。

請求書類 ※1	① 請求書 (1枚)
	② 領収書の写し (請求する月分)
	③ 支援提供証明書 (請求する月分)
提出先	こども家庭センター (施設が取りまとめる場合は施設)
翌月支払分の提出期限	当月の平日最終日
まとめて請求する際の受付可能月数 ※2	1ヶ月分～4ヶ月分
請求の受付可能期間	利用月(請求対象月)から数えて5ヶ月目の平日最終日 例) 4月分が未請求の場合、受付可能期間は8月末日まで
支払予定日 ※3	毎月末(土日祝日の場合は、その前日)

※1 ①請求書はこども家庭センターの窓口又は各施設に配架してあります。②、③の書類については、利用した事業者から発行された全ての書類を提出してください。なお、②と③が一枚に集約されている場合もあります。

※2 まとめて請求する場合は、原則として4ヶ月を上限とします。その際、請求する月分の②、③の書類が必要になります。請求漏れや書類の紛失等にご注意ください。

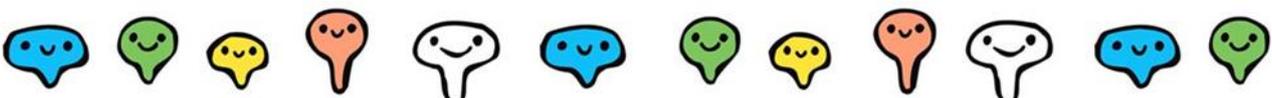
※3 年末・年度末等には提出期限・予定日が変更になる場合があります。

●請求についてQ&A

Q	領収書又は支援提供証明書を紛失した。
A	領収書、支援提供証明書は2枚セットになっていなければお支払いができません。紛失した際は、利用施設にて必ず再発行の手続きをとってください。
Q	請求の頻度は自分で決めてよいのか？また、その頻度は変更しても良いのか？
A	まとめて請求する場合、4ヶ月以内であれば請求者のご都合に合わせた頻度で構いません。また、2か月分、次は1か月分、その次は3ヶ月分、とまとめ方を変更しても構いません。
Q	請求受付期間を過ぎてしまった。
A	至急、こども家庭センターへご連絡ください。

上記のほかご不明な点につきましては、下記までご連絡ください。

こども家庭センター TEL : 0194-52-2169 (直通)



11 記載例

【申請書（新1号認定）】

新制度未移行幼稚園・国立大学付属幼稚園・特別支援学校幼稚園用□

新規・継続

子育てのための施設等利用給付認定申請書兼利用状況報告書兼現況届

久慈市長 様

令和 8 年 3 月 10 日

次のとおり、子育てのための施設等利用給付費に係る給付認定の申請、利用状況報告及び現況を届け出ます。

申請者氏名 **施設 一郎**

申請年度の4月1日時点での年齢です。

申請児童	施設等利用給付認定証番号	フリガナ氏名	生年月日	性別	障害等(※)の有無	認定区分
	123	シセツ タロウ 施設 太郎	令和 3 年 9 月 7 日 (4月1日時点の年齢 4 歳)	男	有・無	新1号認定
保護者	個人番号	住所	連絡先(優先○)	自宅	0194 - 11 - 2222	
	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	久慈市 川崎町1-1 カワサキアパート1号	父	010 - 0123 - 4567		
		令和7年1月1日時点の住民登録地	母	090 - 9876 - 5555		
		令和8年1月1日時点の住民登録地	母職場	0194 - 33 - 2222		
		久慈市・久慈市以外 ()			岩手県盛岡市	
		久慈市・久慈市以外 ()				

※ 障害等とは、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の受給がある場合をいいます。

1 世帯の状況

市が施設等利用給付認定に必要な市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧すること並びに利用した施設・事業等に係る利用料について、当該事業者等と情報連携を図ることを承諾します（18歳以上の世帯員それぞれの承諾が必要となります。）。

児童の世帯員	続柄	フリガナ氏名	生年月日	性別	勤務先	同居	生計	障害等	備考
	父	シセツ イチロウ 施設 一郎	昭平 60年9月4日	男	(株)△△	同	別	有	
		個人番号	010132325454		女		別	無	
	母	シセツ アキコ 施設 秋子	昭平 62年4月5日	男	主婦	同	別	有	
個人番号		112200445500		女		別	無		
生活保護の適用の有無		有(平・令 年 月 日開始)		無	市民税非課税世帯の該当		有・無		

2 利用希望内容

利用する（予定含む）幼稚園（新制度未移行の私立幼稚園や国立大学付属幼稚園）、特別支援学校幼稚園部を記入してください。

利用希望期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日	
施設名	○△幼稚園	所在地 〒 111 - 1111 青森県八戸市○△1-2-3 TEL 1121 - 11 - 1111



【申請書（新2・3号認定）】

預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり保育事業
病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業用

新規・継続

子育てのための施設等利用給付認定申請書兼利用状況報告書兼現況届

久慈市長 様

令和 8 年 3 月 10 日

次のとおり、子育てのための施設等利用給付費に係る給付認定の申請、利用状況報告及び現況を届け出ます。

申請者氏名		施設 元気				
申請年度の4月1日時点での年齢です。						
申請児童	施設等利用給付認定証番号	フリガナ氏名	生年月日	性別	障害等(※1)の有無	認定区分(※2)
	123	シセツ アイコ 施設 愛子	令和 4 年 8 月 20 日	男	有・無	新2号認定 新3号認定
	個人番号	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	(4月1日時点の年齢 3 歳)	女		
保護者	住所		自宅	0194	52	2222
	久慈市 川崎町1-1 カワサキアパート2号		父	080	0123	4567
			母	090	9876	5432
			母職場	0194	53	2222
令和7年1月1日時点の住民登録地		久慈市 久慈市以外 ()		岩手県宮古市		
令和8年1月1日時点の住民登録地		久慈市 久慈市以外 ()				

※1 障害等とは、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の受給がある場合をいいます。

※2 新2号認定とは、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある就学前子どものことをいいます。
新3号認定とは、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある保育の必要性のある就学前子どものうち、市町村住民税非課税世帯の子どものことをいいます。

1 世帯の状況

市が施設等利用給付認定に必要な市町村住民税の情報及び世帯情報を閲覧すること並びに利用した施設・事業等に係る利用料について、当該事業者等と情報連携を図ることを承諾します（18歳以上の世帯員それぞれの承諾が必要となります。）。

続柄	フリガナ氏名	生年月日	性別	勤務先・学校等	同居	生計	障害者等	第何子	備考
	父	シセツ ゲンキ 施設 元気	昭平 55年4月4日	男	(株) ●●●	同	別	有	
個人番号		0 0 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5	女		別	別	無		
母	シセツ ユウコ 施設 優子	昭平 56年4月5日	男	(株) ○○○	同	別	有		
	個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	女		別	別	無		
兄	シセツ ユウキ 施設 勇気	大昭平令 28年4月6日	男	〇〇小学校	同	別	有	1	
	個人番号	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	女		別	別	無		
祖父	シセツ チョウスケ 施設 長介	大昭平令 25年4月7日	男	農業	同	別	有		障害者手帳4級
	個人番号	4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9	女		別	別	無		
		大昭平令 年 月 日	男・女		同	一	有		新3号認定を申請する場合は、「有」に○が付きます。
	個人番号				同	別	有・無		
生活保護の適用の有無		有(平・令 年 月 日開始) 無		市民税非課税世帯の該当		有・無			

※2 ① 申請児童のほかに同居する子及び同居する申請児童の祖父母を記入してください。

② 別居であっても、生計が一である子（仕送りをしている高校生や大学生等）がいれば記入してください。



2 利用希望内容 ※利用する（予定含む）サービスが複数の場合はすべて記入してください。

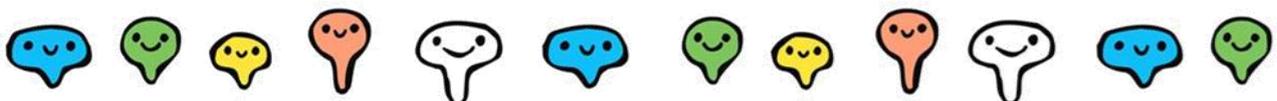
利用希望期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日	
利用する（予定含む）サービスの種類	施設名	所在地
認可外保育施設 ・ 預かり保育（1号認定） 病児保育 ・ 一時預かり ・ 子育て援助活動	●●保育園	久慈市川崎町1-2
認可外保育施設 ・ 預かり保育（1号認定） 病児保育 ・ 一時預かり ・ 子育て援助活動	〇〇クリニック	久慈市川崎町1-3
認可外保育施設 預かり保育（1号認定） 病児保育 ・ 一時預かり ・ 子育て援助活動	●●●●園	久慈市川崎町1-4
認可外保育施設 ・ 預かり保育（1号認定） 病児保育 ・ 一時預かり ・ 子育て援助活動		

3 保育を必要とする事由

保護者1	続柄	父	勤務日数	○月・週 25 日勤務	就労時間 (休憩含む)	○月・週 225 時間
	<input checked="" type="checkbox"/> 就労		勤務時間	定時 8 時 00 分 ~ 17 時 00 分		
			通勤時間	往復 時間 30 分		
	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産（出産予定日：令和 年 月 日）		<input type="checkbox"/> 災害復旧			
	<input type="checkbox"/> 疾病・障害（病名等：）		<input type="checkbox"/> 求職活動			
<input type="checkbox"/> 介護・看護（対象者：）	<input type="checkbox"/> 就学（学校名：）					
<input type="checkbox"/> 育児休業（終了年月日：令和 年 月 日）	<input type="checkbox"/> その他（）					
保護者2	続柄	母	勤務日数	○月・週 20 日勤務	就労時間 (休憩含む)	○月・週 140 時間
	<input checked="" type="checkbox"/> 就労		勤務時間	定時 9 時 00 分 ~ 16 時 00 分		
			通勤時間	往復 時間 15 分		
	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産（出産予定日：令和 年 月 日）		<input type="checkbox"/> 災害復旧			
	<input type="checkbox"/> 疾病・障害（病名等：）		<input type="checkbox"/> 求職活動			
<input type="checkbox"/> 介護・看護（対象者：）	<input type="checkbox"/> 就学（学校名：）					
<input type="checkbox"/> 育児休業（終了年月日：令和 年 月 日）	<input type="checkbox"/> その他（）					

4 家計の主宰者の状況

1	申請児童世帯の家計の主宰者（経済的、物質的に家計の中心者。同居・別居を問わない。）はどなたですか	保護者 ・ 保護者以外（）
2	申請児童を税法上の扶養にしているのはどなたですか	保護者 ・ 保護者以外（）
3	申請児童を健康保険（国民健康保険、社会保険など）の扶養にしているのはどなたですか	保護者 ・ 保護者以外（）
4	申請児童世帯の最多収入・最多納税者はどなたですか	保護者 ・ 保護者以外（）



【請求書（新2・3号認定）】

請求日 令和 8 年 8 月 20 日

久慈市長 様

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 8 年 4 月～令和 8 年 7 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、久慈市内に居住していることを久慈市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを久慈市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を久慈市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を久慈市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	シセツ ゲンキ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	昭和 55 年 4 月 4 日
氏名	施設 元気			現住所	久慈市川崎町1-1 カワサキアパート2号 電話： 080-0123-4567
<small>※償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です</small>					

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新2号 <input type="checkbox"/> 新3号	認定番号	123
生年月日	令和 4 年 8 月 20 日	フリガナ	シセツ アイコ
令和7年1月1日～令和8年1月1日の間の住所		氏名	施設 愛子
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
転入前市町村名	岩手県宮古市	転入・転出日	令和 7 年 6 月 1 日

3. 償還払いの振込先

金融機関名		預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
岩手	銀行 ・信用金庫 農協・信用組合	久慈	支店
口座番号		9 8 7 6 5 4 3	
口座名義(カタカナ)		シセツ ゲンキ	

4. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a)※1※2	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b)※3	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)	請求額(e) ※cとdを比較して小さい方
令和 8 年 4 月	21,200 円	4,000 円	25,200 円	37,000 円	25,200 円
令和 8 年 5 月	21,200 円	2,000 円	23,200 円	37,000 円	23,200 円
令和 8 年 6 月	21,200 円	4,000 円	25,200 円	37,000 円	25,200 円
令和 8 年 7 月	21,200 円	2,000 円	23,200 円	37,000 円	23,200 円

利用料の金額のみを記入してください。

合計請求額 (f)
※ e の計

96,800 円



5. 上記4.にて請求する月に利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可※4）

①	フリガナ	マルマルホイクエン	所在地	〒 028-8030 久慈市川崎町1-2 電話: 0194-11-1111
	施設・事業名	●●保育園		
契約している利用料※5		<input checked="" type="checkbox"/> 月額 21,000 円	<input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	
②	フリガナ	マルマルクリニック	所在地	〒 028-8030 久慈市川崎町1-3 電話: 0194-22-2222
	施設・事業名	〇〇クリニック		
契約している利用料※5		<input type="checkbox"/> 月額 円	<input checked="" type="checkbox"/> 日額 2,000 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	
③	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			
契約している利用料※5		<input type="checkbox"/> 月額 円	<input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			
契約している利用料※5		<input type="checkbox"/> 月額 円	<input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	
⑥	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			
契約している利用料※5		<input type="checkbox"/> 月額 円	<input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	

※4 ①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※5 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

<< 必ずご確認ください >>

●記載漏れの無いようご確認願います。また、書類はペン書きの上、**修正をする場合には訂正印を押印ください。**

●本給付は原則として**請求者様の口座**にお振込みいたします。請求者名と口座名義に差異の無いようご確認願います。

●**数か月分を一度に請求する場合は**、請求書オモテ面の上部に利用した期間、ウラ面5の請求内訳欄に月ごとの金額を記載の上、**各月に発行された領収書及び支援提供証明書**を全て添付してください。

●4.で請求する金額は、各事業に係る**利用料の金額のみです**。(食事代や教材費等の額は含みません。)利用料のみの金額が分からない場合は、施設にご確認願います。

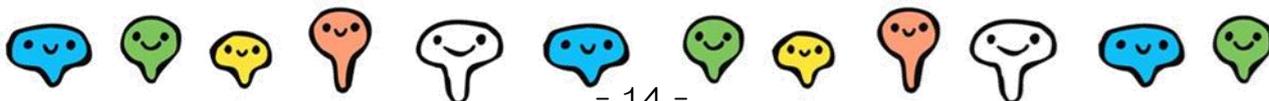
◆ 途中で認定期間が終了する又は開始される場合又は市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

・途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合

限度額：37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数

・途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合

限度額：37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数



12 対象事業の市内実施状況

【預かり保育事業】

預かり保育事業は、教育・保育給付1号認定を受けた子どもが在籍している施設で利用できます。施設によって料金設定や利用時間等が異なるため、利用する施設へお問い合わせください

施設名	住所	電話番号	利用時間	実施日
久慈幼稚園	本町3-11	53-1295	7:00~9:00 15:00~18:00	月~金 長期休み 土: 応相談
認定こども園 かわぬき	大沢8-10-8	52-0311	7:00~8:00 15:00~18:00 18:00~19:00	月~土 長期休み
くじあさひ 認定こども園	田屋町2-25-3	75-3862	7:00~9:00 15:00~20:00	月~金 長期休み
侍浜保育園	侍浜町外屋敷 6-10-4	58-2220	7:00~9:00 14:30~18:00	月~土 長期休み
門前保育園	新中の橋 4-11-4	52-4340	7:00~9:00 15:00~18:00	月~土 長期休み
ひばりこども園	天神堂32-4-1	53-4487	7:00~9:00 15:00~18:00 18:00~19:00	月~土 長期休み
認定こども園 幸町保育園	小久慈町36-2-3	53-0380	7:20~8:20 12:20~19:00	月~土 長期休み

【病児保育事業】

事前登録や予約が必要になりますので、施設にご確認の上ご利用ください。

施設名	住所	電話番号	利用可能日・時間	利用料
病児保育室 そらまめ (関上こどもクリニック内)	長内町 24-98-2	75-3722	月~金 8:00~17:30	1人:2,000円/日

(留意事項)

- ・事前登録制です。(利用当日でも可)
- ・対象年齢:生後6ヶ月~小学校6年生まで(無償化の対象になる場合もございます。ご確認ください)
- ・予約順に1日当たり1名~5名を受け入れます。(年齢や病状等で変動する可能性あり)
- ・ご利用の前にお電話にて予約をしてください。(予約受付は月~金の7:00~17:30)
- ・利用およびキャンセルどちらの方も当日7:00~7:30までに利用確定のお電話ください。
- ・初回利用では、利用料のほかに登録料として1世帯:1,000円がかかります。
- ・兄弟同時利用の場合は、二人目以降半額(1,000円)になります。

【認可外保育施設】

【認可外保育施設】

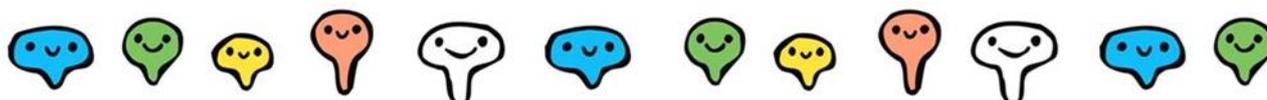
令和7年度は2つの認可外保育施設が開所しています。
施設によって入所の条件がありますので、ご確認ください。

施設名	住所	電話番号	対象年齢	実施日・利用時間	利用料
久慈市立 かわい児童館	川井 10-13-1	72-2002	満1歳半～ 就学前	月～土 7：30～18：30	0円～35,000円/月 所得階層により決定

施設名	住所	電話番号	対象年齢	実施日・利用時間	利用料
岩手県立久慈病院 すぎの子保育所	新井田 3-170-1	53-2574	生後3ヶ月～ 就学前	平日・土日祝 24時間保育	0歳～3歳未満 36,000円/月 3歳以上 24,000円/月
入所の条件					
保護者のいずれかが岩手県立久慈病院に雇用されている世帯の児童であること					

【一時預かり事業】

一時預かり事業は、市内の私立保育所・認定こども園・その他専用施設で実施しています。
施設ごとに利用時間や料金等が異なるため、17Pの一覧をご確認の上、ご利用の際は各施設へお問い合わせください。



久慈市特定子ども・子育て支援施設 一時預かり利用料金等一覧

No.	施設名	電話番号	曜日	利用時間	給食※	利用料(円)				備考	
						年齢区分	1時間	半日	1日		給食代
1	久慈保育園	53-2088	月~土	8:30~16:30	○	3歳未満	300		2,400		土曜日2割増 延長400円/時間
						3歳以上	250		2,000	240	
2	久慈湊保育園	53-2375	月~金	9:00~16:00	△	3歳未満		800	1,500	250	
						3歳以上		600	1,000	250	
3	宇部保育園	56-2102	月~金	8:00~16:00	△	3歳未満	300		2,000		
						3歳以上	200		1,500		
4	大川目保育園	55-3038	月~土	9:00~16:00	○	3歳未満	200			190	延長+100円/時間
						3歳以上	100			190	
5	いなり保育園	53-4551	月~土	8:30~16:30	○	3歳未満	300				
						3歳以上	300				
6	畑田保育園	55-3550	月~金	9:00~16:00	○	3歳未満			1,000		給食・おやつ代込
						3歳以上			1,000		
7	山口保育園	55-2411	月~土	8:00~16:00	△	3歳未満	250		2,000		
						3歳以上	250		2,000		
8	長内保育園	53-2582	月~金	9:00~16:00	○	3歳未満			1,000		給食・おやつ代込
						3歳以上			1,000		
9	久慈幼稚園	53-1295	月~金	8:30~16:30	△	3歳未満	200				給食・おやつ代込 土及び利用時間等 応相談
						3歳以上	200				
10	認定こども園かわぬき	52-0311	月~金	8:30~18:00	○	3歳未満	300				30分150円
						3歳以上	300				
11	くじあさひ認定こども園	75-3862	月~金	8:30~17:30	○	3歳未満	200			200	おやつ100円
						3歳以上	200			200	
12	侍浜保育園	58-2220	月~土	8:30~16:30	○	3歳未満		1,000	2,000	200	半日のみ給食代
						3歳以上		1,000	2,000	200	
13	門前保育園	52-4340	月~土	8:30~17:30	○	3歳未満	300	1,000	2,000	300	
						3歳以上	200		1,500	200	
14	ひばりこども園	53-4487	月~土	8:30~17:30	○	3歳未満	初回利用から3ヶ月間または、10回の利用までは無料。 以降は区分問わず、1時間200円。給食提供時200円				
						3歳以上					
15	認定こども園幸町保育園	53-0380	月~金	8:20~16:20	○	3歳未満		1,000	2,000		4時間未満1,000円
						3歳以上		1,000	2,000		
16	しあわせSUN つどいの広場	61-3933	月・ 水~日	9:30~16:30	×	3歳未満	500				最大3時間まで
						3歳以上	500				
17	すこやかルーム	75-3790	月~金	9:00~16:00	×	3歳未満	1回500円				最大3時間まで
						3歳以上					

※ ○=完全給食、△=3歳以上ご飯持参

